

別居・離婚後の児童虐待等を防止する運用・法整備を求める陳情

(福祉健康委員会付託)

受理番号 第 25 号

受理年月日 令和元年 10 月 7 日

付託年月日 令和元年 10 月 24 日

陳情者
.

陳情原文 我が国は、「児童の権利条約」(1994年)を批准しており、第9条3では「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」とあり、親子不分離の原則が明示されています。

2014年には、ハーグ条約も批准しており、「条約加盟国は子どもの利益が、監護権に関する問題において、最高位に重要であることを強く確信し、不法な連れ去りによる有害な影響から子どもを国際的に守ること、常居国に迅速に戻される方法を確立し、それと同時に子へのアクセスの権利を守ることが望まれる。これらを解決するため、この主旨に沿う条約を締結するとともに、下記の条項に同意した。」とあり、国際間の子どもの連れ去りは禁止されましたが、一方、国内での子どもの連れ去りはいまだ容認されています。

条約違反は憲法98条の条約を遵守する規定に対する憲法違反です。

また、国内においては、2012年には民法も改正され、同766条「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と初めて、共同養育・面会交流・養育費に関して、明記されました。

しかしながら、現行法制では、離婚届出は、特段、面会交流を取り決めないでも受理され、別居・離婚後の同居親の一方的な自己都合により、別居親との親子関係が不当に断絶させられ、共同養育の拡充が遅々として進んでいないのが現状です。これは、憲法13条における自然権である親子関係の保障に対する憲法違反です。

こうした状況を受け、2014年3月以降、国会では超党派議員70名以上が参加し、「共同養育支援議員連盟」が設立され、法制化への検討が進められておりますが、実現にはいたっていません。こうしている間にも、日本国内での子どもの連れ去りによる親子断絶は現状も後を絶たず、世界各国からも深刻な児童虐待及び人権侵害問題とされており、日本人だけでなく、外国人も含めて、近年は毎年約20万人が親子断絶の犠牲になっています。

(裏面に続く)

こうした日本の対応の遅れに対し、2018年3月から4月にかけて、在京26か国EU大使館は法務大臣あてに日本に連れ去りをやめるように記載した書簡を送付しています。また、アメリカは、2018年6月に日本を「ハーグ条約不履行国」に認定しました。

このように、日本は世界中から子の連れ去りによる拉致をやめるように言われ続けているにも関わらず、2018年6月には東京都目黒区で当時5歳の結愛ちゃんが遺言で残した「パパママいらん、元パパが良かった」といったように、実父実母に子ども達が会えずに同居親と継親または交際相手から児童虐待され、優しくした元パパに会えずに殺されてしまう児童虐待の事件が多発しています。そして日々こうしている間にも、同居親らによる児童虐待は後を絶ちません。あれから1年4か月経過し、裁判所は両親に有罪の決定をしましたが、問題の根本原因に対する解決は全くしていません。

これら原因は、離婚後の単独親権制度であり、単独親権がゆえに親権及び監護権欲しさに、一方の親が子の連れ去りや引き離しを行い、裁判所が継続性の原則のみを根拠とし、子の連れ去りや引き離しを先にした同居親に、子の監護権及び親権の決定をしているからにほかなりません。家庭裁判所が親子断絶、児童虐待及び家族崩壊の苦しみを生み出し、その結果、目黒区の結愛ちゃんのように、同居親から虐待を受ける事件が多発し、また、別居親が子どもに会えない苦しみから自ら命を絶つまでに追い込まれるといった、極めて悲惨な状況が頻発しています。

こうした状況を鑑み、2019年9月、法務省が年内に共同親権の検討を1年以上かけて始めるとの記事がありますが、1年以上かけて検討をするにはあまりにも遅すぎます。G7をはじめ、アジアの中でも日本と北朝鮮以外は、子どもを両親（実親）が守れるよう共同養育・共同親権制度の選択をしてきました。なぜなら、単独監護・単独親権では、どうしても、ひとり親による親権の濫用が生じ、子どもを実父・実母により守れないためです。法律の改正はもちろんですが、裁判所による一方の親の子の連れ去り勝ちという決定の見直しや、ひとり親支援から共同養育支援への運用推進等、今すぐにできることを前倒しで実行もできます。

平成も終わり、2019年5月から令和になりました。2020年東京オリンピック開催までには、日本が開催国として、国内を含め、世界中から非難されている子の連れ去りによる親子断絶を廃絶し、子を連れ去る親ではなく、子どもを最優先に考え、両親が協力して共同養育をすることで、子ども達が両親から最大限の愛情を享受できる国にすべきです。

つきましては、別居親も子どもの成長にかかわっていくことで、別居・離婚後の子どもの精神的負担を和らげ、子どもの心の支えとなり、児童虐待と人権侵害を防止し、夫婦協力して子育てができるように、1日でも早く共同養育・共同親権を実施できるように、運用及び法律を速やかに整備することを求める意見書を国の関係機関に提出して下さるよう陳情いたします。